第７章　ロシア連邦憲法の制定過程

UENO Toshihiko, e-mail: uenot@mc.neweb.ne.jp; URL: http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

1. エリツィン政権の政治的課題

エリツィン政権の政治的課題=ポスト共産主義の過渡期の政治体制の確立=新憲法制定
［共産主義社会→（過渡期）→市場経済・民主主義を原則とする市民社会］
2 つの対立点と、対立のねじれ構造

1.1.「過渡期にいかなる政治体制を構築すべきか」

エリツィンの構想：強力な執行権力、すなわち大統領制の構築
人民代議員大会と最高ソヴェート（議会）の構想：議院内閣制ないし象徴大統領制（議会優位）

1.2.「誰が主導権を握るか」＝権力闘争

エリツィン（「改革派」ないし「民主派」）＝強力な執行権力、権威主義体制
ルツコイ＋ハズブラートフ（「保守派」）＝強力な立法権力、法治主義・議会主義
エリツィン政権は、1978 年（ブレジネフ期）の憲法の中で生まれた
　1989 年　人民代議員大会創設のための憲法改正
　1991 年　大統領制導入のための憲法改正、ただし議会に対する大統領権限（拒否権）が弱い

2. ロシアにおける大統領制の導入

1990.3.4　ロシア共和国人民代議員選挙、エリツィン、郷里のスヴェルドロフスクで 85％の得票率で当選
5.24　第 1 回ロシア共和国人民代議員大会で最高ソヴィエト議長選挙開始
　決定的に強力な候補者がなく、第 1 回投票、再投票（決選投票）、再選挙（やり直し選挙）と日数がかかる
5.29　エリツィン、賛成 535 票、反対 502 票、対抗馬のウラソフ（当時のロシア共和国首相）、賛成 467 票、反対 570 票で、エリツィン、最高ソヴィエト議長に選出
6.12　ロシア共和国人民代議員大会、主権宣言を採択（連邦法より共和国法が優位）
1991.3.17　ロシア共和国大統領制導入についての国民投票
4.5　第 3 回臨時ロシア共和国人民代議員大会、大統領選挙投票日を 6 月 12 日と決定
5.22　第 4 回ロシア共和国人民代議員大会、ロシア共和国大統領選挙法採択
5.25　第 4 回ロシア共和国人民代議員大会、憲法修正補足法採択
エリツィン、ロシア共和国共産党内の改革派「民主主義のための共産主義者」グループ指導者ルツコイ（アフガン戦争で英雄的に戦った軍人）を副大統領候補に指名
　ルツコイと組むことで共産党内の改革派と軍人の票を集めようとした（エリツィンは、すでに 1990 年 7 月に共産党を離党していたので）
6.12　投票率 74.66％
エリツィン＝ルツコイ組：賛成 57.30％／反対 40.54%
ルイシコフ（前ソ連首相）＝グロモフ（旧ソ連内務第 1 次官）組：16.85％／80.99％
ジリノフスキー＝ザヴィジヤ（企業経営者）組：7.81％／90.03%

3. エリツィン大統領とロシア議会の対立

3.1. 対立の制度的潜在性
①大統領拒否権が弱い＝大統領が拒否権を発動した法案は、再度、議会が単純過半数で可決すれば、大統領は署名しなければならない
②大統領の解任は、議会の発議、憲法裁判所の裁定、3 分の 2 の多数決で成立

3.2. 経済政策をめぐる対立
エリツィン＝ガイダル首相代行の経済政策（いわゆる「ショック療法」）
　IMF（国際通貨基金）の指導による、価格自由化と緊縮財政の導入（1991 年 1 月 2 日から）
議会の経済政策
　急進的経済政策・緊縮政策に反対し、財政緩和（各種補助金増額）、中央銀行を通じた（議会に総裁人事権があった）通貨流通量の増大政策（インフレ政策）

3.3. 1992 年 12 月第 7 回人民代議員大会
　エリツィン、ガイダル首相代行を首相に指名→議会の猛反対
　議会は、大統領の組閣権の制限（重要閣僚の指名は議会の承認を必要とするとの憲法改正）をめざす
　12 月 10 日、エリツィン、議会を激しく非難する演説、議会は大統領と議会の選挙の繰り上げ実施を提案して対抗
　12 月 14 日、エリツィン、穏健派のチェルノムィルジン副首相を首相に指名して妥協成立

3.4. 1993 年 4 月 25 日の国民投票＝エリツィンの勝利
　エリツィン信任 58.7％、経済政策承認 53.0%、大統領選挙繰り上げ実施賛成 49.5％、人民代議員選挙繰り上げ実施賛成 67.2％

3.5. 憲法協議会（非憲法的機関）創設→新憲法制定へ
　エリツィン、もはや人民代議員大会・最高ソヴィエトを無視して新憲法採択へ向かう
　　争点は大統領制か議院内閣制かではなく、中央対地方へとシフト

3.6. 1993 年 10 月事件
　　1993.9.21　人民代議員大会・最高ソヴィエト活動停止の大統領令（いわゆる「憲法クーデタ」）
　　10.3　議会派、武装蜂起。翌日、エリツィン側が鎮圧（死亡者数 200 名以上）の惨劇

4. 新憲法草案のできるまで

4.1. 最高ソヴィエト憲法委員会
　　1990.6.16　最高ソヴィエト憲法委員会発足
　　議長：エリツィン最高ソヴィエト議長
　　書記・作業グループ責任者：オレグ・ルミャンツェフ人民代議員
　　10.12　憲法委員会定期総会
　　作業グループの作成した憲法草案をたたき台とすることを承認
　　10.19　憲法委員会書記・作業グループ責任者のルミャンツェフ、最高ソヴィエト憲法委員会第 1 次草案（10 月草案）を配布
　　・連邦構成主体を、①共和国、②ゼムリャ земля、③連邦領、の 3 種に分ける
　　・共和国とゼムリャは同権、連邦憲法・連邦法の枠内で自己の憲法・法律を持つ
　　・連邦領は連邦領法の枠内で自治権を持つ
　　1991.10.11　最高ソヴィエト憲法委員会第 2 次草案を公表

・連邦領は削除
・辺区・州・自治州・自治管区は統合してゼムリャを編成
・共和国とゼムリャをあわせて 40 程度の連邦構成主体とする
・連邦構成主体に離脱権なし
①単一国家、②連邦制、③共和国権限の強い連邦制のうちの□の案

4.2. 1993 年 4 月 25 日の国民投票から憲法協議会の招集まで

1993.4.30　シャフライ草案の公表
大統領法律担当国家顧問セルゲイ・シャフライと法学者セルゲイ・アレクセーエフの共同作成

5.8　最高ソヴィエト憲法委員会第 3 次草案を公表
対立点は大統領共和制か議院内閣制的システムか

4.3. 憲法協議会の招集

1993.5.12　「新ロシア連邦憲法の準備の完遂に関する措置についての大統領令」

5.20　「憲法協議会の召集およびロシア連邦憲法草案の準備の完遂についての大統領令」

6.5　憲法協議会招集
参加メンバー
最高ソヴィエト憲法委員会メンバー
連邦構成主体代表
政党・社会団体代表
議論の焦点
連邦中央と連邦構成主体とのあいだの権限区分の問題
連邦構成主体
↓
地下資源の管轄権、経済・財政分野における特権・優遇措置の要求

7.1　スヴェルドロフスク州ソヴィエトの「ウラル共和国宣言」

7.4　エリツィン大統領、憲法協議会による憲法草案（7 月草案）を最高ソヴィエトに提出
共和国の権限強化の動きに沿った内容
共和国は「主権国家」
共和国国籍と連邦国籍の二重国籍
最高ソヴィエトは採択の動きなし

7.12　憲法協議会、憲法草案採択

4.4. 連邦会議創設の動き

8.13　カレリア共和国首都ペトロザヴォーツクで共和国首脳会議
エリツィン大統領、憲法採択のために、連邦構成主体の立法機関の長と執行機関の長により構成される連邦会議の創設を提案
↓
エリツィン提案、支持される

9.14　クルガン州、オレンブルグ州、ペルミ州、チェリャビンスク州指導部、「ウラル共和国」加盟の動き

9.18　連邦会議創設会合
連邦構成主体によっては人民代議員大会・最高ソヴィエトを支持する動き→連邦会議創設の原則合意のみ

4.5. 1993 年 10 月事件

1993.9.21　「ロシア連邦における段階的憲法改革についての大統領令」

・人民代議員大会・最高ソヴィエトの機能の停止

・連邦構成主体代表からなる連邦会議（上院）と国家会議（下院）の選挙を 12 月 11・12 日実施

・ホワイトハウスを封鎖

・5 共和国、4 辺区、14 州、大統領令に反対

10.3　議会派、武装蜂起。翌日、エリツィン側が鎮圧（死亡者数 200 名以上）の惨劇

11.10　国民投票にかける新憲法最終草案を公表

5. 新憲法最終草案

5.1. 憲法協議会 7 月草案を基礎に

大統領権限の強化、共和国の主権・共和国国籍は認めないという方向で修正

↓

共和国の反発

5.2. 憲法採択に関する国民投票の共和国別結果

	有権者総数	投票参加者	賛成票数	投票率%	賛成率%	絶対賛成率%
アディゲア	323,612	195,574	74,846	60.43	38.27	23.13
バシコルトスタン	2,824,125	1,770,017	721,769	62.67	40.78	25.56
ブリャーチア	663,957	368,805	204,779	55.55	55.53	30.84
アルタイ	123,091	80,763	43,629	65.61	54.02	35.44
ダゲスタン	1,089,626	690,630	141,697	63.38	20.52	13.00
イングーシェチア	124,754	66,929	37,583	53.65	56.15	30.13
カバルジノ・バルカリア	508,683	298,616	185,214	58.70	62.02	36.41
カルムィキア=ハリムグ・タングチ	206,944	117,497	57,258	56.78	48.73	27.67
カラチャエヴォ・チェルケシア	286,579	201,608	55,512	70.35	27.53	19.37
カレリア	577,618	305,061	210,730	52.81	69.08	36.48
コミ	808,418	384,231	239,180	47.53	62.25	29.59
マリー・エル	537,282	308,109	156,179	57.35	50.69	29.07
モルドヴィア	689,309	424,735	153,778	61.62	36.21	22.31
サハ（ヤクーチア）	625,432	408,919	214,263	65.38	52.40	34.26
北オセチア	421,500	256,629	132,202	60.88	51.51	31.36
タタルスタン	2,638,575	366,220	264,028	13.88	72.10	10.01
トゥィヴァ	165,620	104,549	31,310	63.13	29.95	18.90
ウドムルチア	1,134,009	540,390	301,026	47.65	55.71	26.55
ハカシア	384,234	175,722	99,737	45.73	56.76	25.96
チェチニア						
チュバシア	943,458	592,553	237,107	62.81	40.01	25.13
全共和国	15,076,826	7,657,557	3,561,827	50.79	46.51	23.62
全ロシア	106,170,835	57,726,872	32,937,630	54.37	57.06	31.02

出典：　*Бюллетень ЦИК*, 1994, No. 1, c. 34-38.